

税理士の助言義務に関する一考察

—— 相続時精算課税制度をめぐる問題を中心に ——

辻 博 明

- 1 はじめに
- 2 本件事案 —— 相続時精算課税制度との関係を中心に
 - 2.1 事実関係の概要
 - 2.2 問題点の抽出 —— 問題発生 の 分岐点・背景
- 3 問題点の整理・検討
 - 3.1 それでは、なぜ本件のような問題（先述2）が発生するのだろうか。本件はその氷山の一角に過ぎず、他にも明るみに出ない問題が多数あるものと思われる。相続時精算課税制度は、その構造が複雑であり、しかも、隣接制度と連動する性質を有する。本件事案を検討するには、その根底にある問題を理解する必要がある。まず、(i)相続時精算課税制度が創設された「趣旨」はなにか。次に、(ii)相続時精算課税制度の内容にはどのような「変化」があるか。さらに、(iii)税率（相続税・贈与税）及び基礎控除額にはどのような「変化」があるか。それらの変化（(ii)(iii)）は、どのような影響を及ぼしているか。
 - 3.2 そこで以下では、本件事案の根底にある問題（3.1）を念頭に置いて、本件事案の問題点（2.2）を検討することにする。
 - 3.3 最後に、本件問題と関係する制度の近時の変化を概観し、今後の「課題」を整理することにする。

1 はじめに

近時、金融資産や不動産などを所有する人が、一般の人の間でも増えている（特に60歳以上の親世代）。そのような状況にあって、税制の改正も推し進められているが、今や、財産の承継・相続問題は一部の資産家だけの問題ではなくなりつつある。それでは、財産の承継問題を抱える人たちは、どのような思いや願いを抱いているのであろうか。

もしその財産を受け継がせたい「特定の相手」がいるならば、「生前に」、

その相手に移ったことを見届けたいと思う人が少なくないようである。できれば、その相手に「確定的に」移ったことを見て安心したい。その相手が喜ぶ顔を見たい。そのためには、相手が望んでいる「特定の財産」を与える必要がある。相手にとって「必要な時」に与えることができれば、さらに満足が得られるはずである。特に、一代で事業用等の財産を築き上げた人や家産的な財産を所有する人は、そのような思いを実現したいと強く願っているようである。また、一般家庭においても、本人亡き後、残された配偶者の居宅・生活の維持を案じる人が増えている。さらに、近時、孫世代のための支援を考える人も増えている（将来の高額の教育資金等）。そのための資金を孫・曾孫に移転することを希望する人が少なくない。しかし、その願いを実現することは容易でない。

一方、ドイツ民法には「相続契約 (Erbvertrag)」という制度がある。相続契約によると、被相続人は、財産を贈与しまた負担を設定することができ、さらに、「契約で相続人を定める」こともできる（ド民1941条、2274条～2302条）（類似の法制度は、スイス民法及びオーストリア民法にも見られる。）。すなわち、被相続人は、「相続人の指定 (Erbeinsetzung)」をすることができ、かつ、その者に確実に安定した承継の地位を与えることができる。ところが、わが国の民法には、そのような明文規定はない（拙稿「相続契約に関する歴史的考察 —— ローマ法・後期普通法・ドイツ民法草案を中心として」谷口知平先生追悼論文集第3巻448頁以下）。

さらに、わが国の税制・隣接制度は、財産の承継問題に冷ややかな面があった。そのような状況において、思い切って財産を生前に贈与しようとする

と、高額な贈与税の負担を覚悟しなければならなかった。贈与税が思っていたより高額であることを専門家から知らされ、二の足を踏む人も少なくなかったようである。また、遺言をしておいたとしても、内容通りに「遺言の執行」がなされるとは限らない。さらに、被相続人から贈与を受けた相続人がいる事実が、他の相続人の知るところとなって、被相続人の死後に争いが生じるおそれもある（贈与税の申告内容の開示請求手続等から勃発）。その贈与の内容

によっては、他の相続人の納得が得られず、実際に争いになる場合が少なくない（いわゆる「争続」）。一方、なにも手を打たないで放置したりすると、財産を受け継がせたい人がいても、たとえば、苦労を共にした配偶者や終末期にお世話になった人などがあっても、その思いを実現することができない。特に、一代で築いた事業用財産や家産的な財産の場合、ばらばらに分割されてしまい、本来の価値を完全に喪失するおそれもある。

そのような状況にあって、近年、関連する諸制度の創設が見られる。その1つが「相続時精算課税制度」である。相続時精算課税制度の適用を受けて贈与した財産は、相続時にその財産価額を加算して相続税が計算される。いわば相続税と贈与税を一体化する制度で、従来とは異なる特性を有する制度である（拙稿「税理士の助言義務に関する一考察 —— 相続時精算課税制度と事業承継を中心に ——」岡法71巻1号1頁以下）。

それでは、(i)このようにして、新たに導入された相続時精算課税制度は、その期待通りに「活用」されているのであろうか。また、(ii)相続時精算課税制度の内容・手続きは複雑で、素人が十分に理解した上で運用することは難しい。したがって、実際には、専門家が関与することが多いが、現場において問題なく「運用」されているのであろうか。もし問題が発生しているとすれば、その「背景」にはどのような事情があるのだろうか（以下、「本件事案」という）。それでは今後、どのような「対応」が求められるであろうか（本稿の視点）。

2 本件事案 —— 相続時精算課税制度との関係を中心に

そこでまず、その手掛かりを得るため、本件事案の事実関係を段階的に辿り（2.1）、その問題点を抽出することにする（2.2）。

2.1 事実関係の概要

本件の事実関係の「概要」は以下の通りである（本稿の視点（先述1）と関係

17 税理士の助言義務に関する一考察(2)

する部分を整理)。

(1)2006年11月、Aは長男B(軽度の障害)に時価約1,500万円(相続税評価額)の財産(土地・建物・現金)を贈与した(その後、Bは財産を売却し遠方へ転居(2008年))。

(2)この時点におけるAの財産の相続税評価は、上記(1)の財産を含め、7,000万円程度であるとされる。

(3)翌年3月に上記(1)の贈与について、相続時精算課税を適用し、その期限内に当該選択届及び贈与税申告書を提出する手続きがなされた。

(4)長女C及び次男Dは、本件贈与があったことを知っていたが、具体的な内容及び申告については聞かされていなかった。

(5)2022年、Aが死亡し相続が開始したため、Dが中心になり相続手続きを行う。

(6)遺産分割協議書の作成のため、司法書士Eが遠方に転居したBにメール等で連絡を取り、当該協議書の署名・押印を受ける。

(7)相続により財産を取得したのはDのみで、B・Cは取得しなかった。

(8)相続税の申告準備は、税理士Fが行った。その際、FはBに対して生前贈与について確認しなかった。

(9)2023年8月、相続税申告書が提出される。相続税の課税価格は約5,500万円として、相続税約70万円が納付される。

(10)申告書が提出された同年12月、税務署から税理士Fに、Bの相続時精算課税適用財産を加算した修正申告書の提出勧奨がある。その結果、最終的に、課税価格が7,000万円、追徴税額は150万円となる。

(11)贈与を受けたBと連絡を取ることができないため、その当時の資料が確認できない状態になる。

(12)2024年、税務署に開示請求書を提出し(相法49①)、修正申告書が作成される。

2.2 問題点の抽出 ― 問題発生 の分岐点・背景

先述のように、本件事案は、一見すると、他の多くの場合のように、相続

税の申告書を作成し提出すれば、その手続きが問題なく終了すると思われたケースである。ところが、実際には、修正申告書の提出勧奨を受ける事態に陥っている（先述2.1）。

それでは、なぜそのような問題が発生したのだろうか。本件事案の結果を左右する「分岐点」はどこにあったか。また、その問題の背景にはどのような「要因」が潜んでいるか。現場においては、一定以上の資産がある者について相続が発生した場合、専門家がその手続きに関与することが多い。本件でも、「複数」の専門家がそれぞれ「異なる時点」で関与していることが窺える（税理士、司法書士）（さらに弁護士との連携の可能性）。本件のような問題は、今後も発生する可能性があると思われる。それでは今後、このような紛争を回避するには、どのような点に注意する必要があるのだろうか。専門知識・経験のない者だけでは対応が難しい問題であり、専門家、特に税理士等の力量が問われる。

そこで以下では、税理士の「助言義務」の視点から、本件事案の主な「問題点」を抽出することにする。

まず、(1)2006年11月、Aは長男B（軽度の障害）に時価約1,500万円（相続税評価額）の財産（土地・建物・現金）を贈与した（その後、Bは財産を売却し遠方へ転居（2008年））とある。

①この点について、Bの状況が、本件問題の発生になんらかの影響を与えた可能性はあるか。

次に、(2)この時点のAの財産は、上記(1)の財産を含め、相続税評価額は7,000万円程度であるとされ、(3)翌年3月に上記(1)の贈与について、相続時精算課税を適用し、その期限内に当該選択届及び贈与税申告書を提出する手続きがなされたとする。

②この点について、必要な手続きの懈怠・瑕疵はあるか。また、③なぜこの時点で相続時精算課税制度の選択がなされたか。④当該手続きを行ったのはだれか。税理士・司法書士が関与したか。下記(8)の税理士Fとは別の専門家か。⑤相続時精算課税制度について、Aにどの程度の説明がなされたか。A

15 税理士の助言義務に関する一考察(2)

はその制度内容を理解した上で、当該手続きの依頼に踏み切ったか。

さらに、(4)長女C及び次男Dは、本件贈与があったことを知っていたが、具体的な内容及び申告については聞かされていなかったとある。

⑥もしこの点についてC・Dが聞かされていたらどうなったか。

その後、(5)2022年、Aが死亡し相続が開始したため、Dが中心になり相続手続きが行われ、(6)遺産分割協議書の作成のため、司法書士Eが遠方に転居したBにメール等で連絡を取り、当該協議書の署名・押印がなされたとある。

⑦その当時、Bが遠方に在住していたことが、本件問題になんらかの影響を与えた可能性はあるか。

さらに、(7)相続により財産を取得したのはDのみで、B・Cは取得しなかった。そして、(8)税理士Fは、相続税の申告準備を行ったが、その際、FはBに対して生前贈与について確認しなかったとある。

⑧この時点で、Bに生前贈与の有無・内容・その手続きについて確認していたらどうか。

その後、(9)2023年8月、相続税申告書が提出される。相続税の課税価格は約5,500万円として、相続税約70万円が納付される。

ところが、(10)申告書が提出された同年12月、税務署から税理士Fに、Bの相続時精算課税適用財産を加算した修正申告書の提出勧奨がある。その結果、課税価格が7,000万円、追徴税額は150万円に及ぶことが判明する。ところが、(11)贈与を受けたBと連絡を取ることができず、当時の資料が確認できないため、(12)2024年、税務署に開示請求書を提出し(相法49①)、修正申告書が作成される。

⑨それでは、なぜ税務署から修正申告の勧奨を受けることになったのか。

⑩本件の問題の背景には、複雑に絡み合う複数の要因が潜んでいるのではないか。

そうだとすれば、それらの要因に気付くことができれば、どこかの時点で本件問題を「回避」することができたのではないか。少なくとも、その可能性は「複数回」あったことになる。

3 問題点の整理・検討

3.1 それでは、なぜ本件のような問題（先述2）が発生するのだろうか。本件はその氷山の一角に過ぎず、他にも明るみに出ない問題が多数あるものと思われる。相続時精算課税制度は、その構造が複雑であり、しかも、隣接制度と連動する性質を有する。本件事案を検討するには、その根底にある問題を理解する必要がある。まず、(i)相続時精算課税制度が創設された「趣旨」はなにか。次に、(ii)相続時精算課税制度の内容にはどのような「変化」があるか。さらに、(iii)税率（相続税・贈与税）及び基礎控除額にはどのような「変化」があるか。それらの変化 ((ii)/(iii)) は、どのような影響を及ぼしているか。

まず、(i)贈与税は、相続税の補完税としての生前における贈与を通じた相続税の課税回避を防止するという側面と、所得税・相続税に類する機能として無償の財産移転に対する利得に担税力を見だし負担を求めるという機能を有しているとされる。このような機能を有する贈与税においては、(a)将来相続関係に入る親からの贈与のほか、(b)個人である第三者からの贈与についても、これら ((a)(b)) を「区別することなく」、これらからの贈与を合計し累進税率により課税されてきた。

また、相続税の補完税としての機能についても、暦年による課税が行われてきたことから、一生に一度課税される相続税と比べて暦年に分割できる贈与税については、基礎控除・税率の累進度などを相続税と比べると、控除が小さく、税率の累進度は急となっていた。この結果、親から子への資産移転に係る税負担については、生前贈与を毎年計画的に行うほかは、一般に生前に贈与する方が相続により移転させるよりも税負担が重く、生前に贈与することに対して禁止的に作用してきた。

従来の贈与税の仕組みからは当然の結果であるが、(a)高齢化の進展にとともに、相続による次世代への資産移転の時期が従来よりも大幅に遅れており、(b)高齢者の保有する資産の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資する

13 税理士の助言義務に関する一考察(2)

という社会的要請などを踏まえて、(c)将来相続関係に入る一定の親子間の資産移転について、生前における贈与と相続との間で、資産の移転時期の選択に対する課税の中立性を確保することにより、生前における贈与による資産の移転の円滑化に資することを目的として、平成15年度税制改正において、「相続時精算課税制度」が創設された。

相続時精算課税制度の創設によって、65歳以上の親(贈与者)からの贈与によって財産を取得した20歳以上の子(受贈者)は、従来の贈与税の課税方式(暦年課税方式)の適用を受けることに代えて、その受贈者の選択により、贈与時に贈与財産に対する贈与税(非課税枠・累積で2,500万円、税率・一律20%)を支払い、相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額からすでに支払った贈与税相当額を控除した額を納付すべき相続税額とすることができることとなった(宮脇義男「相続税法等の改正について」税経通信58巻8号323-327頁(以下、「税経通信」と引用))。

このように、相続時精算課税制度によって導入された相続税・贈与税の「一体化措置」は、従来の相続税と贈与税との関係を大きく見直すものである。その「導入目的」は、(a)「高齢化の進展」にともなって、相続による次世代への資産移転の時期が従来よりも「大幅に遅れ」ており、(b)高齢者の保有する「資産の有効活用」を通じて経済社会の活性化にも資するという社会的要請が表面化した状況を踏まえ、(c)将来において相続関係に入る一定の親子間の資産移転について、生前における贈与と相続との間で、資産の移転時期の選択に対する課税の中立性を確保することにより、「生前贈与」による「資産の移転の円滑化」に資することにある。

このことから、相続時精算課税制度の導入は、わが国の高齢化の進展と深く関係していることが窺える。それでは、その導入の「背景」には具体的にどのような事情があったのであろうか。まず、同制度の導入当時から50年くらいまでは、65歳以上の高齢者の割合は、総人口の5%程度であったため、60歳代の親から30代の子が相続するということも多くあった。ところが、65歳以上の人口が20%程度になり、その30年後くらいには30%を超えてしまう

と予想されていた。そうすると、90代の父親から引退世代である60代の子が相続するというようなことが多くなってくることになる。加えて、60歳以上の世帯が個人の金融資産全体の「5割以上」を持っているという状況が見られた。そうすると、高齢な父親が亡くなり相続するまで、その「資産が凍結」されてしまうことになりかねない。そこで、高齢者に偏って多く保有されている個人資産を、次の世代が現役のうちに受け取れるようにして、この資産を消費または運用してもらい、これにより経済を活性化させるということが求められた。

ところが、相続税と贈与税を比較すると、贈与税の方の負担が大きく、また、将来相続税が課税されないような「9割以上の家族」についても贈与税が課税される仕組みとなっていることから、贈与税が生前の資産移転（贈与）を思い止めさせるような役割を果たしている状況となっていた。このことを解決するためには、基礎控除が110万円とされている贈与税の非課税枠を大きくすれば、事は簡単な訳であるが、このようにしてしまうと一種の「相続税逃れ」が制度として出来上がってしまうことになり、贈与税の相続税補完機能が失われ、相続税自体の意義も失われかねないこととなる。そこで、このような贈与税の相続税補完機能を失わせることなく、財産の移転に関して、生前贈与を選択しても相続を選択しても「税の負担」が同じというような「中立的な制度」を導入し、生前贈与を円滑化しようということから、相続時精算課税制度が生み出されたことが分かる。

相続時精算課税制度の導入によって、65歳以上の親（贈与者）からの贈与によって財産を取得した20歳以上の子（受贈者）は、従来の贈与税の課税方式（暦年課税方式）の適用を受けることに代えて、その受贈者の選択により、贈与時に贈与財産に対する贈与税（非課税枠・累積で2,500万円、税率・一律20%）を支払い、相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額からすでに支払った贈与税相当額を「控除」した額を納付すべき相続税額とすることができることとなる。したがって、将来において相続税が課税されないような9割以上の家族は、いずれかの時点で贈与税を納めたとして

11 税理士の助言義務に関する一考察(2)

も、トータルでは税額が発生しないことになる。このような意味で、この一般化措置は、決してお金持ちのために用意されたものではなく、大多数の「一般の家庭」の財産を結果的に無税で贈与できると考えられた（菊池紀之「相続税100年の軌跡」税大ジャーナル1号49-53頁（以下、「税大ジャーナル」と引用））。

次に、(ii)現行の相続時精算課税制度の内容には、どのような「変化」があるか。先述のように、創設時の相続時精算課税制度においては、65歳以上の親（贈与者）からの贈与によって財産を取得した20歳以上の子（受贈者）は、その選択により、贈与時に贈与財産に対する贈与税（非課税枠・累積で2,500万円、税率・一律20%）を支払い、相続時にその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額からすでに支払った贈与税相当額を控除した額を納付すべき相続税額とすることができるとされていた（先述(i)）。これに対して、現行の相続時精算課税制度によると、贈与者は贈与をした年の1月1日において「60歳以上」の父母または祖父母などであれば適用対象となり、受贈者は贈与を受けた年の1月1日において「18歳以上」の者のうち贈与者の直系卑属である推定相続人または孫であれば適用対象となる。

このように、相続時精算課税制度の「適用対象者の範囲」に変化が見られる。すなわち、贈与者は、創設時には、贈与をした年の1月1日において65歳以上の者とされていたが、その後の改正によって、贈与をした年の1月1日において「60歳以上」の者（父母または祖父母等）であれば足りるとされており、また、受贈者は、創設時には、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者で、贈与を受けた時において贈与者の推定相続人とされていたが、現行制度では、贈与を受けた年の1月1日において「18歳以上」の者で、贈与を受けた時において贈与者の推定相続人または孫とされている。

二 また、贈与により「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の「特例」（措法70の7の5）の適用に係る非上場株式等を取得する場合、贈与者が贈与をした年の1月1日において「60歳以上」であれば、受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人「以外の者」（贈与を受けた年の1月1日において「18歳以上」の者）でも適用対象とされている。さらに、贈与により「個人の

事業用資産」についての贈与税の納税猶予及び免除（措法70の6の8）の適用に係る事業用資産を取得する場合、贈与者が贈与をした年の1月1日において「60歳以上」であれば、受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人「以外の者」（贈与を受けた年の1月1日において「18歳以上」の者）でも適用対象となるとされている（「適用対象者の拡大」）（国税庁 HP No.4103）。この改正の根底には、相続時精算課税制度の「活用」を促す狙いがあることが窺える。

さらに、近時、相続時精算課税適用財産に「基礎控除」が創設された。すなわち、先述のように、父母または祖父母など（特定贈与者）がなくなったときの相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税適用財産の贈与時の価額を加算して相続税額を計算する（先述(i)）。ただし、「令和6年1月1日以後」の贈与については、贈与を受けた年分ごとに、その相続時精算課税適用財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に関する基礎控除額（110万円）を「控除」した残額を加算して計算することになる（国税庁 HP No.4103）。

それでは、相続時精算課税について、基礎控除が創設された背景にはなにがあるのだろうか。これまで、相続時精算課税制度を利用すると、その累積贈与額2,500万円（特別控除額）までは贈与税が非課税とされ、その活用が推奨されてきた。しかし、相続時に、贈与時の評価額が相続財産に加算され、その非課税枠を超えた分には、一律20%の税率で課税されることになる。そのため、これまでの利用状況を見ると、相続時精算課税制度の活用は期待されたほど実際には進んでいない。その背景には、相続時精算課税制度を利用しても、最終的に贈与税と相続税が合計され、期待したほどの「節税効果」はないと感じられていることがある。このような状況にあって、相続時精算課税制度に基礎控除が導入されたことが窺える。

さらに、近時、「暦年課税」にも動きがある。具体的には、「加算対象期間」の改正である。加算対象期間とは、相続税の課税価格に加算される暦年課税に関する贈与の「対象期間」をいう。相続、贈与や相続時精算課税制度に関する贈与によって財産を取得した者が、被相続人から加算対象期間に暦年課税に関する贈与によって取得した財産があるときは、その者の相続税の課税

9 税理士の助言義務に関する一考察(2)

価格にその財産の贈与時の価額が加算される。この加算対象期間が、「令和6年1月1日以後」の暦年課税に関する贈与により取得した財産については、相続開始前「7年」に延長されている（改正前は3年）（国税庁 HP No.4161）。

それでは、この加算対象期間の延長によって、どのような影響があると考えられるか。現場においては、今後、暦年課税制度が回避され、その一方で、相続時精算課税制度に流れる者が増加することが予想される。というのは、改正後は、相続の開始が近づいてから、まとまった額の財産を暦年で贈与することがさらに難しくなるため、暦年で贈与しようとする、相続開始のかなり前から、長期的な計画を立てた上で、慎重に贈与を実行する必要があるからである。

(iii)それでは、「税率」（相続税・贈与税）及び「基礎控除額」はどのように推移しているか。

まず、(a)「相続税」はどうか。(a)平成15年1月1日以後においては、相続税の最高税率が70%から50%に引き下げられ「軽減」されている。また、簡素化の観点を踏まえ、税率の刻み数が6段階に削減されている（改正前は9段階）。法定相続分に応ずる取得金額は3億円超について、その税率は一律に50%とされている。法定相続分に応ずる取得金額が4億円超については、負担が緩やかになっていることが窺える（表1・相続税の速算表）（税経通信58巻8号332頁）。この背景には、最高税率を引き下げると相続税の再分配機能の低下を来すことになるため、平成15年度の答申では、「累進構造については、個人所得課税を補完し、富の再分配を図るとの相続税の役割を踏まえれば、最高税率を引き下げるものの、全体として現行程度の累進が適当なものと考えられる。」との提言があり、税率の刻みを9段階から6段階とする改正が行われたという事情があるとされる（税大ジャーナル1号51頁）。次に、(β)平成27年1月1日以後においては、法定相続分に応ずる取得金額が3億円超について、また段階的に細分化して課税されている。それ以前と比較して、最高税率が若干引き上げられたが55%までとされた。なお、控除額にも変化が見られる（表2・相続税の速算表）（国税庁 HP No.4155）。

問題は、相続税の「基礎控除額」が4割も縮小したことである（改正前は、 $5,000万円 + (1,000万円 \times \text{法定相続人の数})$ であったが、改正後は、 $3,000万円 + (600万円 \times \text{法定相続人の数})$ ）。そのため、従来の制度であれば相続税を納める必要のなかったような一般世帯の者でも、一転して納税義務者になる可能性が生じることが予想される。たとえば、遺産が4,000万円程度の場合でも、相続税が課税されるケースが生じることになる。それまでは、相続税を課されるのは、大都市部の高級住宅地その他に土地・建物を有するごく一部の富裕層であると受け止められていた感があるが、改正によって、住宅を所有し一定の預貯金があるごく一般の者も相続税を課されるおそれが十分にあることが現実のものとなった。

【表1・平成26年12月31日まで】

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

7 税理士の助言義務に関する一考察(2)

【表2・平成27年1月1日以後】

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	－
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

次に、(b)「贈与税」の税率等はどのように推移しているか。平成15年1月1日以後において、贈与税（暦年課税方式）の最高税率も50%（改正前は70%）に引き下げられるとともに、税率の刻み数が6段階（改正前は13段階）に削減されている。また、税率も「軽減」されている（表3・贈与税の速算表）（税経通信58巻8号323、332-333頁）。さらに、平成27年1月1日以後においては、税率の刻み数は6段階から8段階に増えているが、税率には大きな変化はなく、控除額は基礎控除後の課税価格3,000万円超について引き上げられている（表4・贈与税の速算表）。なお、暦年課税の場合において、直系尊属（祖父母・父母など）から、その年の1月1日において18歳以上の者（子・孫など）への贈与税の計算については、特例税率が適用される（税率が抑えられており控除額の最高額は640万円）（国税庁 HP No.4408）。

七 このように、近時、税率が軽減される方向にあり、相続税と贈与税を比較すると、相続税の税率の上がり方の曲線が「緩やか」であることが分かる。したがって、高額な物や金銭の承継の場合は、相続時精算課税制度をうまく活用すれば、一応理論的には有利になる場合があるといえる。ただし、注意を要する場合がある。

【表 3・平成26年12月31日まで】

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	－
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

【表 4・平成27年 1 月 1 日以後（一般税率）】

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	－
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円超	45%	175万円
3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

3.2 そこで以下では、本件事案の根底にある問題（3.1）を念頭に置いて、 本件事案の問題点（2.2）を検討することにする。

先述のように（2.2），(1)2006年11月，Aは長男B（「軽度の障害」）に時価（相続税評価額）約1,500万円の財産（土地・建物・現金）を贈与した（その後，Bは財産を売却し「遠方へ転居」（2008年））とある。

① このことから，Bの状況が，本件問題の発生に微妙な影響を与えた可能

5 税理士の助言義務に関する一考察(2)

性があることが窺える（後述⑦）。

次に、(2)この時点のAの財産は、上記(1)の財産を含め、相続税評価額は7,000万円程度であると推測され、(3)翌年3月に上記(1)の贈与について、相続時精算課税を適用し、期限内にその選択届及び贈与税申告書を提出する手続きがなされたとある。

このことから、②' 本件は、その手続きを怠ったケースではないことが分かる。次に、③' 相続時精算課税制度の選択がなぜその時点でなされたか。その時点におけるAの財産の相続税評価額（上記(2)）及び基礎控除額から、本件は相続税が課される事案ではないと判断されたものと推測される。また、④' その手続きを行ったのは、その後に依頼を受け登場する税理士F（下記(8)）とは別の専門家であることが窺える。なお、⑤' その手続きの際、相続時精算課税制度について、Aにどの程度の説明があったかは不明である。ただし、Aに実際に説明がなされたとしても、専門知識のないAがその内容を理解することができたかは定かでない。

さらに、(4)長女C及び次男Dは、本件贈与があったことを知っていたが、具体的な内容及び申告については聞かされていなかったとある。⑥' もしこの点についてCまたはDが聞かされていたならば、本件事案の展開は異なっていた可能性がある。

その後、(5)2022年、Aが死亡し相続が開始したため、Dが中心になり相続手続きが行われ、(6)遺産分割協議書の作成のため、司法書士Eが遠方に転居したBにメール等で連絡を取り、当該協議書の署名・押印がなされたとある。⑦' その当時、B（軽度の障害）が遠方に在住しており、EはBに直接会って説明することなく、本件手続きの形式要件が整えられている。この点も、本件問題に微妙な影響を与えた可能性がある。

五

さらに、(7)相続により財産を取得したのはDのみで、B・Cは取得しなかった。そして、(8)税理士Fは、相続税の申告準備を行ったが、その際、FはBに対して生前贈与について確認しなかったとある。

⑧' もしFがその時点でBに確認をとっていたらどうだったか。Bはその贈

与(上記(1))を受けたことくらいは記憶していた可能性はあるが、20年近くも前の申告手続きの内容まで詳細に記憶していた可能性は低いと思われる。さらに、Bは相続により財産を取得しておらず(上記(7))、相続税の申告は必要でないと判断されたのではないかとと思われる。というのは、加算対象者は、「相続または遺贈により財産を取得した者」とされており(相続税法19条)、相続により財産を取得しないBは加算対象ではないからである。ただし、相続時精算課税制度の場合は注意を要する(先述3.1(ii))。

その後、(9)2023年8月、相続税申告書が提出される。相続税の課税価格は約5,500万円として、相続税約70万円が納付される。

ところが、(10)申告書が提出された同年12月、税務署から税理士Fに、Bの相続時精算課税適用財産を加算した修正申告書の提出勧奨がある。その結果、課税価格7,000万円、追徴税額が150万円に及ぶことが判明する。ところが、(11)贈与を受けたBと連絡を取ることができず、当時の資料が確認できないため、(12)2024年、税務署に開示請求書を提出し(相法49①)、修正申告書が作成される。

⑨' それでは、なぜ税務署から修正申告の勧告を受けることになったのか。本件は、相続時精算課税の選択がなされている事案である(上記(3))。贈与財産の加算(上記(8))が関係しているのではないか。

⑩' 最後に、本件は、事実関係(上記(1)(2))によると、そもそも相続税が問題となる事案ではなかったのではないか。ところが、近時の税制の変化を辿ると、「基礎控除額」に変化が見られる(「減額」・先述3.1(iii))。

以上から、本件事案の背後には、複数の問題点(上記①'~⑩')が潜んでいることが分かる。もしどこかの時点でその要因に気付くことができれば、問題の発生を「回避」することができた可能性がある。少なくとも、その可能性は「複数回」あったことが窺える。

3.3 最後に、本件問題と関係する制度の近時の変化を概観し、今後の「課題」を整理することにする。

わが国では、近時、高齢者の割合が急増しており、すでに超高齢社会に突入している。実際、判断能力の低下が見られる人も増加しており、現場では、財産管理をめぐる問題が多発している（なお、実際には高齢者とは限らない）。そのような状態にあって、「事前」の対策が求められている。先述の相続時精算課税制度を活用することも、その1つとして考えられる（先述3.1）。たとえば、主な資産額が一定の範囲内に納まるような場合は、税法上も、特に、その「承継」手段として有効である。

しかし、現場では、さらに深刻な問題が浮上している。それは、「認知症」による問題である。今後、わが国では認知症に陥る人が急速に増加すると予想されており、それは避けて通れない問題となっている。それでは、具体的に、どのような問題が浮上しているのだろうか。

(i)まず、高齢者本人の生活の「維持」に関する問題である。たとえば、預金者が認知症であることが判明すると、銀行は直ちに「口座凍結」を行う。そのため、預金者本人だけでなく、その身の回りの世話をする家族等も、本人の生活費や医療・介護費用を引き出すことさえできなくなる。実際、財産がある程度あっても、油断はできない。たとえば、その資産に占める不動産等の割合が高く、現金が手元にあまりないような場合、すぐに生活の維持が難しくなる。この段階に入ると、先述の節税対策や次世代への資産の早期移転といった次元の問題とは性質が異なることが分かる（先述3.1）。本人の日常の生活を維持するシステムが求められる。相続登記・財産の処分の代行などは、現行の制度でも、それらをうまく組み合わせれば、ある程度は対応することができる。しかし、本人の希望に沿った形で、その財産を管理し、必要な時に必要な分を柔軟かつ継続的に「処分」し、有効に活用することは難しい。さらに、現場では、遺体の引き取りや火葬手続きなどの問題も増加している。

(ii)さらに、近時、高齢者本人が何世代も先まで財産の承継者を連続的に指

定することを望むケースが増えている。たとえば、本人が死亡した後、苦労を共にした配偶者にその財産（居宅・家賃収入など）を承継させ、配偶者が亡き後は、配偶者を親身になって世話してくれた人（親族だけでなく、施設・法人・スタッフなども含む。）に承継させたいと願うような場合がある。しかし、何世代も先までの承継者の連続的指定は容易でない。

そのような状況にあって、個人の財産管理の方法として、受益者連続型の「信託」が導入されている。受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例（信託法91条）がある。それによると、「受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託は、当該信託がされた時から30年を経過した時以後に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有する。」とされる。

このような民事信託を設定すると、財産管理がすぐに開始する。たとえば、金銭の管理のための「信託口座」が開設され、また、不動産等の管理を委託することができる。さらに、遺産の承継者を連続的に「指定」することもできる。これによって、現在及び将来にわたって、本人の希望に沿った財産の管理・処分・承継を実現することが可能となる。しかも、本人が、元気な間に、その実現を見届けることができる。実際、当事者の置かれている状況はどれ1つとして同じものはない。それぞれのニーズに応じて、複数の制度をうまく組み合わせて活用すれば、本人の希望をより柔軟に実現し、安心を得ることもできる。

ただし、注意すべきこともある。たとえば、信託の設定には概ね数か月が必要とされ、それ相応の初期費用もかかる。そのため、時間的な余裕をもって、その資金を準備した上で、その手続きに入る必要がある。また、近時導入された制度であるため、新しい知識と経験を兼ね備えた専門家が現場にはそれほどおらず、また、ハードケースについての判例等も十分ではない。

1 税理士の助言義務に関する一考察(2)

わが国では従来、法人による商事信託が中心であったが、今後は個人による民事信託の活用が進むものと思われる。したがって、その過程において、様々な課題が浮上することが予想される。今後、現場において、専門家は、相談者のニーズに応じて、複数の連動する制度の内容（「全体像」）について十分に説明をすることが必要となる。高度な専門的知見の集積・活用が求められる。

〔付記〕 本件事案（2.1）について、現場をよく知る専門家のご協力をいただいた。お礼を申し上げます。